

移住労働者権利委員会第 29 会期開幕

2018/09/03

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会第 29 会期が開幕した。開会にあたり、人権副高等弁務官が挨拶を行った。初めに、ゼイド・ラアド・アル・フセイン前人権高等弁務官と、9 月 1 日に就任したミシェル・パチェレ新人権高等弁務官からの挨拶を述べ、亡くなったアルジェリア出身の委員に敬意を表した。そして、国際人権機関に勤める者の忠誠は、一つの条約や特定の政府に対するものではなく、人々に対するものであると強調した。続いて、移住者は現在、政治論においてレトリックな攻撃の対象となり、街頭・国境・海上で暴力を受けていることを取り上げ、移住労働者権利委員会の任務は常に重要であるが、現在はさらに戦略的になる必要があり、重視されなければならないと強調した。

人権理事会開催の予定

2018/09/05

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 39 会期が 9 月 10～28 日に開催される。この会期では、25 の人権専門家・グループ・機関から広範な人権問題・国の状況に関する 58 の報告書が提示されるほか、事務局長・人権高等弁務官事務所の 35 の報告書が討議される。また、ジェノサイド条約 70 周年を記念するハイベル・パネルディスカッションや、「2030 アジェンダ」における戦略・プロジェクトの策定・実施への先住民族の参加・包摂に関するパネルディスカッションなど 3 つのパネルディスカッションが行われる。さらに、14 カ国に関する普遍的定期審査の結果文書が討議され、人権理事会諮問委員会委員、特別手続担当者、作業部会メンバーが選出・任命される予定である。閉幕前の 9 月 27・28 日に決議が行われる。人権理事会は 2006 年に国連総会によって設立され、人権侵害の状況に対処し、勧告を行うことを主な任務とする。日本を含む 47 の理事国で構成されている。

移住労働者権利委員会 締約国と会合

2018/09/07

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会は、移住労働者権利条約締約国と非公式の会合を行った。会合では、条約の批准、移住に関するグローバル・コンパクトへの寄与、締約国への働きかけ・コミュニケーション、他の条約機関との活動、恣意的抑留を受けず保護される移住者の権利に関する一般的意見 5 号起草活動について討議が行われた。委員長は、条約には移住労働者に対する虐待防止や問題解決のための最善策が規定されていること、条約批准国は 52 カ国と少なく、批准国を増やすことが委員会の最優先課題であることを強調した。副委員長は、移住労働者の保護・促進、人権侵害の防止、パートナーシップのための包括的な取組みがなければ、委員会は人権侵害に適切に対応できないこと、人権の促進が移住における人権侵害防止の重要な要素であり、そのためには広範な活動者やパートナーシップを含めた広範な基盤が必要であることなどに言及した。

強制・非自発的失踪作業部会開催の予定

2018/09/07

国連人権高等弁務官事務所

強制・非自発的失踪作業部会第 116 会期が 9 月 10～14 日に開催される。この会期では、46 カ国に関わる 840 件の失踪ケースが検討される。会期中には、失踪者家族・政府当局・市民社会代表その他の関係者と、個別のケースや強制失踪全般の傾向について情報交換が行われる。また、今後の訪問予定などの活動内容、強制失踪からのすべての者の保護に関する宣言の実施の妨げに対する申立てが検討される。9 月 10 日には、「強制失踪の効果的捜査のための基準・公共政策」に関して専門家協議が行われ、協議の内容は人権理事会に提出される次回のテーマ別報告書で報告される予定である。なお、作業部会は 9 月 12 日に、同時期に開催中の人権理事会第 39 会期で、年次報告書を提示し、ガンビア訪問と西バルカン地域の状況について説明する予定である。強制非自発的失踪作業部会は 5 名の独立人権専門家で構成され、会合は非公開である。

人権理事会第 39 会期開幕

2018/09/10

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 39 会期が開幕した。9 月 1 日に就任したミシェル・バチレ人権高等弁務官が挨拶を行った。内容は以下のとおり。国際機関を通じてすべての関係者が協力することによって、世界が直面する複雑な問題は解決されうる。グッド・ガバナンスは正義・尊厳・平等へのアクセスの欠如の発見・改善を基礎とするのであり、グッド・ガバナンスを通じてすべての人々は尊敬と協調が保たれた社会で生活することが可能になる。政治的相違によって国家は分断されるかもしれないが、人権の維持はあらゆる国家の利益にかなうものである。各国が人権理事会などの国際機関を弱体化させるならば、人々が直面する難題に対処することはできないであろう。人権理事会は努力して合意を得る必要がある。そして、すべての国連加盟国は不毛な議論や後退をするのではなく、基本方針と共通の目標を維持すべく共同で協調的・協力的に活動し、理事会にさらに一層関与すべきである。

人権理事会 奴隷制、民主的・公平な国際秩序を討議

2018/09/10

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、現代的形態の奴隷制に関する特別報告者と民主的・公平な国際秩序に関する独立専門家が発言した。現代的形態の奴隷制に関する特別報告者は、奴隷制は世界中の多くの人々にとって現実の問題であるが、しばしば表面化せず見過ごされがちであると述べた。また、女性が行うケアや家事労働が軽視されているために、搾取や奴隷同様の状況が生じていること、家事労働を目的とした移住の増加はグローバル化・マクロ経済政策・気候変動・人口動向に直接関係していることを指摘し、各国に対して、家庭内奴隷の対処・防止に一層努力するよう求めた。この問題について発言者は、強制労働による収益は1,500億ドルを超えると推定されており、そのうち約4分の1が家事労働分野であると指摘し、こうした現代的形態の奴隷制には財政部門が対処し、防止に関しては、労働監督官・国境監視員の訓練、宗教団体の役割を重視する必要があると述べた。

人権理事会 民主的・公平な国際秩序に関する専門家が発言

2018/09/10

国連人権高等弁務官事務所

民主的・公平な国際秩序に関する専門家が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。人権の普遍的尊重・社会正義・法の支配・公平な発展に基づく新たな世界秩序は実現可能であると確信している。私の任務は、参加・包容・透明性が適切に認められた状況で、すべての権利が促進・保護されるために、総合的に取り組むことである。私は以下の6つについて調査することを目標にしている。第1は、民主主義の様々な形態と実践である。第2は、ジェンダー平等と市民社会の問題に留意しつつ、公共問題に参加する権利の実現方法である。第3は、腐敗防止に関する国内・国際機関の活動に対する市民の監視・参加である。第4は、透明性・参加・説明責任の原則を採用している憲法と実際の活動である。第5は、国際社会が一層民主的・公平な世界秩序を促進する方法である。第6は、若者・脆弱性・暴力・経済的機会との関連である。

人権理事会 高齢者の権利、安全な飲み水・衛生を討議

2018/09/10

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、高齢者の権利に関する独立専門家が発言し、高齢者の人権の改善に関する世界的戦略や、高齢者に焦点を当てた普遍的な法的文書が存在しないために、高齢者の保護の拡大における国家の責任を定義することは難しいと述べた。そして、世界人口の過半数が都市部で生活し、中産階級化・都市化のために高齢者の社会的排除が進んでおり、人権に基づいて高齢化に取り組むことが必要であると強調した。安全な飲み水・衛生に関する特別報告者も発言し、報告書では、国内避難民・難民・庇護申請者・移住者など避難を強いられた人々の水・衛生の権利に焦点を当てていると説明した。そして、政府が避難民の移住の制限を正当化するために、標準以下の水・衛生サービスの提供を挙げることはできないと述べた。討議では、高齢者の一層の社会的包容、高齢者の権利に関する普遍的条約の採択が必要であることなどが主張された。

人権理事会 高等弁務官の発言に関する一般討論

2018/09/11

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、昨日のパチェレ人権高等弁務官の発言に関する一般討論が行われた。討議では、高等弁務官が人権理事会に対して、原則と公開性に基づき、合意と協調的な行動をもって、これまで以上に解決のために努力するよう求めたことが支持された。人権高等弁務官が人権の保護・促進を強く主張し、勇気と決意を示すことを国連と人権理事会は必要としているという発言もあった。また、多くの発言者が様々な国・地域の人権侵害を取り上げた。日本代表も発言し、人権高等弁務官事務所は多くの難題に直面しているが、新高等弁務官は世界中の人権促進に強力なリーダーシップを発揮するものと期待していると述べた。さらに、日本としては人権高等弁務官事務所を支援し、人権の保護・促進における自らの責任を果たしているが、アジア太平洋諸国の一員として、一部の地域で人権擁護活動家や少数民族などへの抑圧が続いていることを懸念していると述べた。

人権理事会 強制失踪、恣意的抑留を討議

2018/09/12

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、強制・非自発的失踪作業部会議長が発言し、作業部会は今年、新たに 802 件の強制失踪ケースについて 42 カ国に通知したと報告し、理事会に対してこの問題に真剣に取り組むよう求めた。また、強制失踪の効果的捜査のための基準・政策、捜査に関する法的枠組みを設ける各国の義務について説明した。続いて、恣意的抑留作業部会議長が発言し、自由を剥奪された人々のための領事館の支援と外交的な保護、恣意的抑留と拷問・虐待とのつながり、拷問・虐待による自白の強要の問題に言及した。討議では、テロ対策において強制失踪が行われていること、脅迫手段として行われる短期間の強制失踪が増加していることが取り上げられた。また、当局による抑留は法に従い、人権侵害に対するセーフガードに沿わなければならないと主張され、人権擁護活動家に対する報復手段としての抑留、移住者の恣意的抑留に懸念が示された。

報復に関する事務総長の年次報告書

2018/09/12

国連人権高等弁務官事務所

国連への協力者に対する報復に関する国連事務総長の第 9 回年次報告書が公表された。報告書は 38 カ国における報復・脅迫を取り上げ、日本のケースも含まれている。報告書では、政府が国の安全保障やテロ対策を根拠にしてコミュニティや市民団体が国連にアクセスするのを阻止していることや、多くの NGO・人権擁護活動家などが政府からテロリストのレッテルを貼られていることが指摘されている。また、テロとの関与、海外の団体との協力、国家の名誉や安全を脅かしたとして、個人や団体が非難されている具体的ケースも挙げられている。報復ケースの大部分は政府によるものであるが、非政府主体である民間人・企業・集団による深刻なケースも含まれている。報告書は、国連は脅迫・報復行為に関する情報収集を強化すべきであるとし、すべての関係者に脅迫・報復を通報するよう促している。この報告書は、19 日に人権理事会に提示される予定である。

人権理事会 危険物の健全な管理に関する専門家が発言

2018/09/12

国連人権高等弁務官事務所

危険物・廃棄物の健全な管理・処理に関する特別報告者が、人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。労働者が有毒物質に曝されることは搾取の一形態である。政府・企業は有毒化学物質からの労働者・家族・コミュニティの保護を強化しなければならない。ILOによれば、有毒化学物質・農薬・放射線などにより、およそ 30 秒に 1 人の労働者が死亡している。グローバル・サプライチェーンはしばしば毒物からの労働者の保護を怠り、効果的な救済を拒んでいるといわれる。労働者の権利は人権であり、彼らの基本的な人権が否定されてはならない。政府には労働者の権利を尊重・保護・実現する義務があり、企業にはその責任がある。有毒物質に曝される危険性が極めて高いのは、貧困者・子ども・女性・移住者・障がい者・高齢者といった搾取を受けやすい人々である。報告書では、政府・企業その他が労働者を有毒物質の曝露から保護するための 15 の原則を提案している。

人権理事会 傭兵の利用、危険廃棄物の処理を討議

2018/09/12

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、傭兵の利用に関する作業部会議長が発言し、非政府武装集団による子どもの利用は、子どもの権利・尊厳を脅かすものであり、安全保障理事会が挙げる6つの重大な人権侵害の一つであり、貧困と飢餓もその一因であると述べた。そして、政府に対して子どもを処罰するのではなく、彼らの社会統合に力を入れるよう求めた。討議では、子どもの戦闘での利用に対する適切な法的保護がないために、武装集団に利用される子どもの数は過去最多となっており、政府による捜査・起訴・処罰・補償が必要であるとの発言があった。危険物・廃棄物の健全な管理・処理に関する特別報告者も発言し、ILOによれば、職業上の疾病による死者は年間1億6千万人に上ることなどを指摘した。この問題に関する討議では、子どもは有毒物質の影響を受けやすく、その影響は世代を超え、社会に経済的な影響をもたらし、不平等を悪化させることなどが主張された。

人権理事会 発展の権利、一方的強制措置を討議

2018/09/12

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、発展の権利に関する特別報告者が発言し、発展の権利と平等との関係を説明し、発展の権利の不平等は長期の社会・経済発展を脅かし、貧困削減を妨げると述べた。討議では、発展の権利の実現は各国の責任であるが、国際的な努力も必要であること、発展の権利の実現は市民的・政治的・経済的・文化的・社会的権利の実現を要し、「2030 アジェンダ」の実施のためにも重要であること、不平等を撲滅し、発展の権利を実現するには、国際協力とグローバル・パートナーシップが不可欠であることなどが主張された。一方的強制措置が人権に与える悪影響に関する特別報告者も発言した。この問題に関する討議では、一方的強制措置の被害者のための補償制度を作る必要があること、一方的措置は政治化され、政治圧力を加えるための手段となっていること、他国への制裁は一般の人々の生活に悪影響をもたらすことなどが主張された。

移住労働者権利委員会第 29 会期閉幕

2018/09/12

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会第 29 会期が閉幕した。今会期では、移住労働者権利条約の実施に関するモザンビークとマダガスカルの報告書が審査され、それぞれに対する最終見解と勧告が採択された。会期中には、国際移住機関の代表、移住者の人権に関する特別報告者、人権擁護活動家の状況に関する特別報告者との会合も行われた。また、人権高等弁務官事務所の移住分野に関する活動も討議された。さらに、第 30 回人権条約機関議長会議(5 月 28 日～6 月 1 日)報告書の付属書に記載されている、最終見解・決定・所見のフォローアップのための共通調整手続が採択された。加えて、新たな一般的意見 5 号(移住者の自由の権利、恣意的抑留からの保護)のコンセプトノートが採択された。第 30 会期は 2019 年 4 月 1～12 日に開催され、アルバニア、グアテマラ、リビア、タジキスタンの報告書が審査される予定である。

人権理事会 ジェノサイド条約 70 周年記念パネル

2018/09/13

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、ジェノサイド条約 70 周年を記念するハイレベル・パネルが行われた。バチレレ人権高等弁務官は、ジェノサイドは 21 世紀の今なお脅威・現実であり、責任を追及するには公平な捜査、司法へのアクセス、犠牲者の救済が必要であると強調した。また、ジェノサイドに関しては人権理事会・人権高等弁務官事務所の活動に加え、国際刑事裁判所 (ICC) の役割が重要であり、加害者を起訴する責任は各国にあるが、司法が機能しない国においては ICC の利用が有用であるとし、各国に対して ICC に関するローマ規程を批准するよう求めた。ジェノサイドの防止に関する国連事務総長特別顧問は、ジェノサイドは偶発的でも回避不可能でもなく、ジェノサイドの兆候に国際社会が対処しないために現実化すると述べた。討議では、確固たる責任追及制度・防止策、人権教育・外国人排斥・人種差別対策を含めた構造的政策が求められた。

人権理事会 発展の権利、一方的強制措置を討議

2018/09/13

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、発展の権利に関する討議が行われた。発言者は、国際社会において富と発展の格差が拡大していること、発展の権利は「持続可能な開発目標」の達成とリンクしていること、各国政府には発展の権利実現の措置を設ける責任があるが、国際協力も不可欠であること、共同責任である発展の権利の実現に向けて国際社会の新たな約束と真摯な努力が必要であることを主張した。続いて、一方的強制措置が人権にもたらす影響に関する討議が行われた。発言者からは、一方的措置は脆弱な人々などの雇用・衛生・教育・保健に悪影響をもたらしていること、一方的措置の対象となっている国の多くは南半球の発展途上国であること、一方的措置は発展に悪影響をもたらし、通信ネットワークや経済の流通ルートを遮断し、民族自決権と自由・独立のための合法的な努力を妨げるものであることに言及があった。

人権理事会 真実追求、ジェノサイドを討議

2018/09/13

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、真実追求・正義・補償・再発防止に関する特別報告者が発言し、正規・非正規教育、芸術、文化には人権侵害を防止する側面があること、移行期の正義の過程で国内・地域の経験の検証、歴史に関する討議をすべきであること、移行期の正義への女性の参加を確保する必要があることなどに言及した。この問題に関して討議が行われ、移行期の正義への犠牲者・女性の参加が欠如していることなどが指摘された。ジェノサイド防止に関する事務総長特別顧問も発言し、暴力的な過激主義、残酷な紛争、ポピュリストの支持が増えていることに懸念を示し、防止によって人的被害を減らすことができるとし、すべての者が協力すれば、ジェノサイドその他の残虐行為は防止可能であると述べた。この問題に関する討議では、ジェノサイド・戦争犯罪・民族浄化・人道に対する罪から国民を保護する政府の責任、国際刑事裁判所の関与の必要性などに言及があった。

人権理事会 制裁が人権にもたらす影響に関する専門家が発言

2018/09/13

国連人権高等弁務官事務所

制裁が人権にもたらす影響に関する特別報告者が、人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。平時の経済戦争については、戦時におけるジュネーブ条約のような民間人の保護に関するものは存在しないが、経済戦争の制裁手段である経済封鎖によって、一般の人々が被害を受けることがあってはならない。国家間の不和は国連憲章で認められた平和的手段で解決すべきであり、責任のない市民が集団的な処罰にさらされるようなことは回避しなければならない。一方的な制裁、特に第三国との取引・貿易・協力の禁止などが増加していることを懸念する。シリア国内で重大な人権侵害が生じていても、同国に対する一方的制裁によって市民がさらに苦しむのであれば、市民の状況は一層悪化するだけである。各国が人権を損なうすべての制裁を解除するまで、国際的な制裁措置への人道的例外が功を奏するよう努力する所存である。

障害者権利委員会 手話言語の国際デー記念討議

2018/09/13

国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会では、手話言語の国際デーを記念する討議が行われた。発言者は、7,000万以上の人々に利用されている手話は、聴覚障害者の権利であるだけでなく、世界の言語的多様性の一つであると強調した。また、国連欧州本部は真の多言語主義をとっており、障害者権利委員会の会合では、各国の手話とともに、国際手話も提供されていることに言及があった。さらに、施設・サービスの利用可能性は物理的障壁を克服するものと誤解されがちであるが、国連公用語6カ国語による手話通訳・字幕・点字の提供などを含む広い問題であることが主張された。委員長は、言語通訳と同様に、手話通訳のおかげで、委員会は活動し任務を果たすことができていると述べた。副委員長は、手話の利用は施設・サービスの利用可能性と平等に関わる問題であり、世界での多様性の享受に寄与するものであると述べた。

人権専門家が中南米の環境条約の批准を促す

2018/09/13

国連人権高等弁務官事務所

中南米の環境問題に関する情報へのアクセス、国民の参加、正義を規定する地域協定が3月に採択された。環境に関わる個人・集団・機関の保護・促進について具体的に規定する世界初の条約であり、発効には11カ国の批准が必要であり、今月27日に署名のために開放される。27名の国連人権専門家が共同声明を発表し、この地域協定はグッドガバナンスと基本的民主的権利を保障するだけでなく、環境の保護と持続可能な開発を実現するものであるとした。また、脆弱な人々・集団、支援を要する人々のための措置を強調している点、環境に関わる人権に対する障壁・難題の克服に焦点を当てている点、中南米の文化の多様性とともに先住民族の権利を明確に認めている点を評価した。そして、締約国は環境保護と人権への取組みを一層強化し、企業活動と投資が環境と人権に悪影響を与えないよう確保し、女性・少女への影響にも配慮しなければならないと強調した。

人権理事会 事務総長・高等弁務官事務所の報告書提示

2018/09/14

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、経済社会理事会議長が発言し、今年度の持続可能な開発に関する国連ハイレベル政治フォーラムの成果について説明し、特に来年度のフォーラムは人々のエンパワーと包容・平等の確保がテーマとなるので、人権理事会とフォーラムが相乗効果を発揮することが不可欠であると述べた。発展の権利作業部会議長も発言し、人権高等弁務官に対して、公平かつ明解な資源の配分のために十分な措置をとり、来年度の報告書には発展の権利の実現に関する分析を含めるよう求めた。さらに人権副高等弁務官から、事務総長、人権高等弁務官事務所、様々な専門家ワークショップによるテーマ別報告書が提示された。会合の冒頭で行われた真実追及・正義・補償・再発防止に関する討議で、個人と社会を救うために和解プロセスが不可欠であること、ジェノサイド防止に関する討議で、早期警戒制度、国際社会による防止の確約が必要であることなどが主張された。

人権理事会 すべての人権の促進・保護に関する一般討論

2018/09/14

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、すべての人権の促進・保護に関する一般討論が行われた。発言者からは、「2030 アジェンダ」を実施し、誰一人取り残さないためには、無差別・参加・透明性・説明責任などの原則を尊重しつつ、人権に対する総合的な取り組みが必要であること、各国の人権義務と「持続可能な開発目標」の効果的实施のためには国際協力が不可欠であること、「持続可能な開発目標」と資源の平等な分配を実現する国際秩序の構築は直接関連していること、特定の集団を優先し後押ししても、人権問題の解決にはならないことなどが主張された。日本政府代表も発言し、福島を除染計画では、作業員の被曝線量を管理し、彼らの安全確保に最善を尽くしていること、政府は関連法・規則に従って除染計画を厳格に監視しており、違反が発覚した場合には、行政指導を行い、是正確保に努めていることを説明した。

子どもの権利委員会第 79 会期開幕

2018/09/17

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第 79 会期が開幕した。今会期では、子どもの権利条約に関するエルサルバドル、ラオス、モーリタニア、ニジェールの報告書、子ども売買等に関する議定書に関するベニン、ニジェール、サウジアラビアの報告書、武力紛争への子どもの関与に関する議定書に関するベニン、サウジアラビアの報告書が審査される。また、人権擁護活動家としての子どもの保護・エンパワーに関する一般討論が 9 月 28 日に行われ、少年司法における子どもの権利に関する一般的意見 10 号の内容更新も討議される予定である。会期の模様はインターネット中継される (<http://webtv.un.org/meetings-events/>)。事務局からは、子どもの権利条約の締約国は 196 カ国と変わらず、子どもの売買等・武力紛争への子どもの関与に関する各議定書の締約国にも変化がなく、個人通報議定書の締約国はボスニア・ヘルツェゴビナとスロベニアの批准により 39 カ国になったとの報告があった。

人権理事会 理事会の留意を要する人権状況に関する一般討論

2018/09/18

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼と午後の会合では、人権理事会の留意を要する人権状況に関する一般討論が行われた。発言者は、主流政党による人種主義やポピュリズムの実行が移住者・少数民族に対する不寛容を高めていること、ソーシャルメディアの乱用によって緊張や暴力が助長されている国では、誤解を生み出す原因について、表現の自由を犠牲にせずに調べる必要があること、逮捕・抑留による人権擁護活動家・ジャーナリストに対する抑圧、民族的・宗教的少数者に対する犯罪、LGBTI に対する残虐行為が増加していることを指摘した。また、各国の主権と領土の保全を尊重しつつ、各国独自の事情を基に人権状況を評価する必要性を主張した。一方で、他国の体制を変えるための処罰的な行動に反対し、内政干渉をやめるよう求める発言もあった。日本政府代表は、拉致問題が米朝首脳会談で取り上げられた意義を強調し、その共同宣言が包括的解決への第一歩になると述べた。

強制・非自発的失踪作業部会第 116 会期閉幕

2018/09/18

国連人権高等弁務官事務所

強制・非自発的作業部会第 116 会期が 14 日に閉幕した。今会期では、過去数カ月間に 10 カ国で生じた強制失踪 75 件が緊急行動手続の下で検討され、この他に 35 カ国に関わる 754 件が検討された。また、作業部会からの書状、一般的な申立て、緊急抗議に対する各国政府の対応が討議され、今後の各国訪問予定も討議された。委員は失踪者の家族や NGO と会談し、アンゴラ・エジプト・エルサルバドル・モロッコ・ポルトガル・サウジアラビア・ウクライナの政府代表とも会合をもった。9 月 10 日には、強制失踪の効果的捜査のための基準・公共政策に関する専門家協議が行われ、これについては人権理事会に提出される次回報告書に記載される予定である。12 日に委員会は人権理事会で年次報告書、ガンビアと西バルカン地方に関する報告書を提示し、説明を行った。第 117 会期は 2019 年 2 月に開催される予定である。

人権理事会 先住民族の権利に関するパネル

2018/09/19

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、例年の先住民族の権利に関するパネルディスカッションで、開発と「2030 アジェンダ」実施への先住民族の参加・包容について討議が行われた。人権副高等弁務官は、およそ 70 カ国に居住する 3 億 7 千万人の先住民族は、世界人口の 5%に当たるが、極貧状態にある農村住民の 30%以上を占めており、開発の恩恵を受けず、最も不利な立場に置かれ、周辺化され、取り残されていると強調した。そして、「2030 アジェンダ」は、人々が主要な受益者とならない開発や、文化・言語・土地・人類の遺産を破壊する開発は真の開発ではないと確認しており、国際社会が先住民族の権利を実現しない限り、「2030 アジェンダ」は達成されないと述べた。人権高等弁務官事務所の代表は、「2030 アジェンダ」の目標の 40%以上は先住民族権利宣言と関連があり、「2030 アジェンダ」の実施は先住民族が世界・国内レベルで権利主張するための戦略となると述べた。

人権理事会 人権理事会諮問委員会と討議

2018/09/19

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、人権理事会諮問委員会委員長が発言し、人権の促進・保護に関する地域協定について、地域人権制度の成果と限界を指摘し、地域協定と普遍的条約の相互補完的な関係構築における国連の不可欠な役割を強調した。また、諮問委員会が新たな取り組みとして、人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容の完全撤廃とダーバン宣言の包括的实施・フォローアップに関するグローバル・コール、人権促進・保護における相互利益となる協力のための技術支援・能力構築を開始したと説明した。討議では、地域人権制度は国連締約国と近隣地域の規範モデルになるものであり、人権高等弁務官事務所は地域人権制度を支援する役割を果たすこと、地域制度と人権理事会の効果的な協力手段を築く必要があることなどに言及があった。会合の冒頭では、国連事務次長補が、人権分野における国連との協力に関する国連事務総長の報告書を説明した。

人権理事会 先住民族の権利を討議

2018/09/19

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、先住民族の権利について討議が行われた。先住民族の権利に関する特別報告者は、先住民族に対する攻撃が激化していること、軍事化や天然資源をめぐる、先住民族が開発の妨げになると非難されたり、治安やテロ対策の標的とされていると述べた。先住民族の権利に関する専門家機関議長は、同機関はこれまでに技術的助言、対話の促進、国内での活動などに関わる 10 の要請を受理していること、今年はフィンランドとメキシコ・シティを訪問したことを報告し、「自由で優先的なインフォームド・コンセント-人権に基づく取組み」と題する調査報告書を説明した。国連先住民族基金理事は、同基金は過去 33 年間に 2,000 以上の援助を行い、先住民族権利宣言の発展などに寄与してきたと述べた。その他の発言者は、先住民族の人権擁護活動家が危害を恐れずに活動するために、彼らの権利を保護する法律が必要であることなどを主張した。

人権理事会 国連の協力者に対する報復に関する発言

2018/09/19

国連人権高等弁務官事務所

国連事務次長補が人権理事会で、国連の協力者に対する脅迫・報復について発言した。内容は以下のとおり。国連総会は前回の会期で、政府・非政府主体によるあらゆる脅迫・報復行為を非難し、全加盟国に対して、すべての者の国連との自由なアクセス・コミュニケーションの権利を実現するよう強く求めた。脅迫・報復は、国連に申し立てる人だけでなく、彼らの法定代理人・仲介者・証言者・通訳にも及び、彼らに対する残虐行為には隔離拘禁・拷問・虐待・長期の独房監禁・殺害などが含まれる。ニューヨークやジュネーブの国連本部の外交の場でも、個人の盗撮や発言の無断録音、イベントでの嫌がらせがある。我々はすべての国連システムを通じて脅迫・報復の把握に努めている。各国政府は報復ではないと主張したり、対応を避けようとするが、我々はこれに対処しなければならない。報告されている脅迫・報復は氷山の一角であり、撲滅までの道のりは長い。

社会権規約委員会開催の予定

2018/09/19

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会が9月24日～10月12日に開催される。この会期では、アルゼンチン、カーボヴェルデ、ドイツ、マリ、南アフリカ、トルクメニスタンの状況が審査される。委員会はNGOや国内人権機関からも意見を聞く。また10月9日には、科学的進歩の利益を享受する権利、科学に関する権利と経済的・社会的・文化的権利との関係に関わる社会権規約の規定について討議を行う予定である。審査された各国に対する委員会の最終見解は、10月15日に公表される。社会権規約委員会は、社会権規約の実施を監視する機関であり、同規約の締約国(現在は169カ国)は、定期的に委員会の審査を受けなければならない。委員会は、世界中から選出された18名の人権専門家で構成され、彼らは各国の代表としてではなく、個人の資格で委員を務める。委員会の最終見解は、各国の人権義務の履行を独立に評価するものである。

人権理事会 小農権利宣言案を討議

2018/09/21

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、小農と農村で働く人々の権利に関する宣言起草作業部会の代表が発言した。同氏は、今年4月の第5会期で作業部会は、政府代表・国際機関・市民団体・国内人権機関・学識経験者に加えて、小作の代表など幅広い関係者の参加を得て、宣言案の修正について討議を行ったと報告し、小農の権利の促進はあらゆる国に関係することであり、作業部会は10億人以上の小農の保護の欠如を解決すべく切迫感をもって取り組んでいると述べた。続いて行われた討議では、特に発展途上国における気候変動がもたらす問題を検討する上でも、宣言は極めて時宜を得たものであり、農業分野を支援し、食糧不安を解消し、貧困を削減するものになると主張された。また、農村地域の小農が世界の食糧の70%の生産を担っているが、皮肉にも最も過酷な飢えで苦しんでいるのはそれらの地域であるという現実が無視されているという発言もあった。

人権理事会 普遍定期審査制度に関する討議を開始

2018/09/21

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、普遍的定期審査制度に関する討議が始まった。発言者は、普遍的定期審査制度は経験共有と協力であり、真に協力的で、全国連加盟国 193 カ国に長期的前進をもたらす可能性をもつ制度であると述べた。また、現地に現実的な影響を与えるためには、当事国に技術的支援を提供する必要があること、普遍的定期審査の勧告は行動指向型・具体的・明確でなければならないことが強調された。さらに、人権に何らかの序列をつくることは、国連システムの礎である主権平等原則と普遍的定期審査制度の精神を傷つけるものであること、普遍的定期審査の勧告からそれぞれの社会的・政治的・経済的状况に配慮した具体的な成果を生み出す唯一の手段は、国内制度であることも主張された。普遍的定期審査制度の改善方法として、勧告実施のためのツールをつくることなどが提案された。

障害者権利委員会第 20 会期閉幕

2018/09/21

国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会第 20 会期が閉幕した。今会期では、南アフリカ、アルジェリア、ブルガリア、ポーランド、マケドニア、マルタ、フィリピンの障害者権利条約の実施状況が審査された。個人通報の審理では、アルビニズムの人々、司法制度における法律扶助の否定に関する 2 件が条約違反と判断された。さらに、障害者(障害のある子どもを含む)が、代表する団体を通じて条約の実施・監視に参加することに関する一般的意見 7 号が採択された。この一般的意見は 4 つの分野、①条約 4 条 3 と 33 条 3 の規範内容、②密接な協議、意思決定・監視・実施過程への積極的な関与に関する障害者の権利を尊重・保護・実現する締約国の義務、③4 条 3、33 条 3 と他の規定との関係、④国内レベルでの実施、からなる。会期中には、第 1 回手話言語の国際デー、障害者権利条約 20 周年を記念する行事も行われた。第 21 会期の日程は後日公表される。

人権理事会 普遍的定期審査制度を討議

2018/09/24

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、先日に引き続き普遍的定期審査制度について討議が行われた。発言者は同制度を評価する点として、オープンで建設的な意見交換を促進し、人権に関する国際協力のための環境づくりに寄与していること、すべての人権を等しく取り上げ包括的な取組みを確保していることなどを挙げた。また、各国の勧告実施上の問題解決に資する技術的支援と能力構築が重要であり、これに関する人権高等弁務官事務所の活動が不可欠であることが指摘された。さらに、普遍的定期審査制度は紛争の早期警戒・防止のためにも重要であることが指摘され、各国政府には、暴力的な紛争をもたらす状況に関する勧告を実施することが求められた。一方で、報告書の情報や事実関係が不正確な場合があること、自身の政策を推し進めるために普遍的定期審査制度を政治化し、自国の人権状況から注意をそらそうとする国もあることが指摘された。

人権理事会 ウィーン宣言のフォローアップ・実施を討議

2018/09/24

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、ウィーン宣言のフォローアップ・実施が討議された。発言者は、ウィーン宣言・行動計画の諸原則は、人権の法典化、人権保護制度の設立の基礎であること、発展の権利宣言は現代の人権問題に対処するための国際的なツールとして重要であること、知識と科学研究の普及、技術の移転は発展の権利の実現に不可欠であることを主張した。また、移住は繁栄・革新・持続可能な開発の原動力であり、十分に管理されれば、出身国・目的国と移住者自身を変革する力になること、移住に関するグローバル・コンパクトは、原則・人権に基づくバランスのとれた文書であり、現代の移住が抱える課題に取り組む際の糸口となることに言及した。さらに、法の支配は、「2030 アジェンダ」の実現の徹底と保証、LGBTIと人権擁護活動家の権利の基礎であると強調した。日本政府もグループを代表して発言し、人権と法の支配へのしかるべき配慮の必要性などに言及した。

人権理事会 ジェンダーの視点の組入れを討議

2018/09/24

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、理事会の活動へのジェンダーの視点の組入れに関する討議が行われた。人権副高等弁務官は、ジェンダーに敏感であることは人権保護を拡大し、人権侵害の被害者を網羅し、差別・排除・迫害・暴力の実態と結果を明らかにすると述べた。そして、ジェンダーの視点が組み入れられなければ、紛争における性暴力が考慮されず、レイプが紛争の手段であることが認識されず、DV・婚姻内レイプ・子ども婚・女性性器切除などが人権侵害として認識されないことになる」と指摘した。討議では、女性・少女は紛争や危機的状況から大きな影響を被り、同時に彼女らは基本的サービスの利用の困難や社会的・保健制度の崩壊に直面すること、紛争中の性・ジェンダーに基づく暴力に対する救済・補償の権利は復興と持続可能な平和のために不可欠であること、理事会の事実調査委員会の活動にはジェンダーの視点が必要なことなどが指摘された。

人権理事会 アフリカ系の人々、ウィーン宣言・行動計画を討議

2018/09/25

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、アフリカ系の人々に関する専門家作業部会議長が発言し、とりわけアフリカ系の人々は差別と不平等を受けやすいこと、政府は白人優越主義に対して非容認政策をとり、アフリカ系の人々と彼らの文化的・経済的・政治的・科学的貢献を認めるべきであると述べた。討議では、政府はアフリカ系の人々の権利を侵害した者の責任を追究すべきであること、アフリカ系の人々に対する人種主義・人種差別・ヘイトスピーチに関連するデータを収集していない国では、これが過激主義や憎悪の撲滅の妨げとなっていることなどに言及があった。会合の初めには、ウィーン宣言・行動計画のフォローアップ・実施に関する討議も行われた。発言者は、女性差別、先住民族の権利保護のための努力不足、脆弱な人々が戦争・紛争のために被る暴力、人権擁護活動家に対する攻撃、子ども兵士の利用などの問題を取り上げた。

人権理事会 人種主義に関する一般討論

2018/09/25

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容に関する一般討論が行われた。発言者は、ダーバン宣言・行動計画から 15 年を経た今もなお、世界中の多くの地域でアフリカ系の人々・少数者・難民・移住者は憂慮すべき状況にあること、多くの地で過激主義・ナショナリズム・ポピュリズムが再興し、憎悪・人種主義・外国人排斥・不寛容が制度化されていること、人種主義・人種差別を終わらせることは理事会と国際社会の責任であることなどを主張した。会合の初めには、人権高等弁務官事務所の代表が、アフリカ系の人々のための国際の 10 年に関する活動計画の実施について発言し、事務総長の国際の 10 年の実施に関する今年の報告書では、アフリカ系の人々に対する人種的プロファイリングが取り上げられたことに触れ、また、事務所はアフリカ系の人々に関する宣言作業部会での討議を注視しており、宣言の作成を支持すると述べた。

人権理事会 技術的支援・能力構築を討議

2018/09/27

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、技術的支援・能力構築に関する一般討論が行われた。発言者は、技術的支援・能力構築は理事会の人権侵害防止において最も効果的・非政治的・公平・客観的な手段であること、関係国の同意を得た技術的支援・能力構築は、人権分野における国際協力を強化し、人権状況に量的・質的变化をもたらすこと、技術的支援・能力構築における人権高等弁務官事務所の活動は重要であり、多くの国の人権状況の改善で実績を挙げていることを指摘した。そして、技術的支援は客観性と非政治化の原則に基づくことが必要だとした。日本政府代表も発言し、ジョージアへの技術的支援が継続されるよう期待すると述べた。ある NGO 代表は、カンボジアでは日本の技術的支援にもかかわらず、土地の剥奪が続くことを挙げ、技術的支援・能力構築によって人権侵害が効果的に防止・対処されるために戦略的な見直しが必要だと述べた。

人権理事会 10 の決議、議長声明を採択

2018/09/27

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、次の 10 の決議が採択された。①ミャンマーにおける国際犯罪の証拠収集・分析担当機関を設置、②ベネズエラに人道支援受入れを要請、③発展の権利に関する法的文書の起草を作業部会に要請、④傭兵の利用に関する報告を作業部会に要請、⑤人道危機下の妊産婦の予防可能な死亡・疾病の撲滅に関する報告書作成を人権高等弁務官に要請、⑥各国に民主的・公平な国際秩序の促進を要請、⑦各国にジャーナリストへの攻撃・暴力の責任追及を要請、⑧人権の効果的促進・保護のための地方と政府の関係者の協力方法に関する報告書作成を高等弁務官に要請、⑨事務総長と高等弁務官に安全な飲み水と衛生に関する特別報告者への支援を要請、⑩人権教育世界プログラム第 4 フレーズ(2020～24 年)行動計画策定を高等弁務官事務所に要請、であった。このほか、諮問委員会の第 20・21 会期報告書と新たな研究テーマ 2 件に関する議長声明も採択された。

安全な中絶国際デーに向けて共同声明

2018/09/27

国連人権高等弁務官事務所

9月28日の安全な中絶国際デーに向けて、女性差別作業部会、健康に関する特別報告者、女性に対する暴力に関する特別報告者が共同声明を発表した。内容は以下のとおり。世界では推定2億2,500万人の女性が現代的な避妊手段にアクセスできず、意図せぬ妊娠をしている。妊娠・出産は、発展途上国では少女の一般的な死因となっている。危険な中絶が原因で毎年およそ4万7千人の女性が死亡し、さらに500万人が一時的・慢性的障がいを負っている。安全・合法な中絶へのアクセスは、女性の平等・プライバシー・心身の健康の基本的権利の中核であり、他の権利・自由の享受の前提である。政府には、中絶を受ける女性・少女が人間的に扱われ、法律違反とならないよう確保する責務がある。危険な中絶の問題には公衆衛生・医療・民法の面から対処すべきであり、各国が法律上の女性差別を撤廃し、女性と青少年の性・生殖の権利の向上に取り組むことが不可欠である。

国際高齢者デーに向けて声明

2018/09/27

国連人権高等弁務官事務所

10月1日の国際高齢者デーに向けて、高齢者の人権に関する独立専門家が声明を発表した。内容は以下のとおり。人口革命が進む現在、高齢者の人権に関する活動はこれまで以上に重要である。若者や権力者は自分たちも老いることを認識し、高齢による差別や人権否定を避けるべく変革することが必要である。高齢者のエンパワー・参加の促進のための環境づくりに取り組んできた人々に敬意を表したい。彼らの努力を引き継ぎ倍加しなければならない。高齢者が社会に不可欠の存在として包容され、自身に直接影響する政策の策定・実施に参加し、彼らの知識と技術が若い世代と共有され、高齢者があらゆる人権を享受することを私は目指している。これを実現するため、各国政府に対して、高齢者の人権の保護強化に向けてさらに努力すること、高齢者の権利に関する文書の作成など、様々な提案を検討することを求めたい。

人権理事会 5つの決議を採択

2018/09/28

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、次の5つの決議が採択された。①ブルンジ調査委員会の任期を1年延長、②シリア調査委員会の2011年から続く女性・少女・男性・少年に対する性・ジェンダーに基づく暴力に関する調査結果を憂慮、③小農と農村地域で働く人々に関する国連宣言を採択し、総会に同宣言の採択を求め、各国政府・国連機関・国際機関・NGOに同宣言の普及と普遍的尊重・理解の促進を要請、④人権高等弁務官事務所に、公的事項への参加の権利の効果的実現に関する指針案の普及と利用の促進を要請、各国の利用における好例と課題に関する報告書作成と人権理事会第48会期への提出を要請、⑤第42会期の先住民族の権利に関するパネルディスカッションのテーマを「先住民族の言語の促進・保存」、第45会期のテーマを「先住民族の人権擁護活動家の保護」、人権理事会への先住民族代表の参加強化に関する会期間討論の開催、であった。

人権理事会 8つの決議を採択

2018/09/28

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、次の8つの決議が採択された。①イエメンに関する専門家グループの任期を1年延長、②中央アフリカの人権状況に関する独立専門家の任期を1年更新、③スーダンの人権状況に関する独立専門家の任期を1年更新、④ソマリアの人権状況に関する独立専門家の任期を1年更新、⑤すべての国連機関と加盟国にイエメンの移行プロセスの支援を要請、人権高等弁務官に同政府に対する能力構築・技術的支援の継続を要請、⑥人権高等弁務官にコンゴ民主共和国の人権状況の最新状況について人権理事会41会期での報告を要請、⑦国内人権機関世界連合の2019年度の会合の一環で「2030アジェンダ」実施における国内人権機関の経験・実行に関する半日協議の開催を人権高等弁務官事務所に要請、⑧「高齢者の人権に関わる技術協力と能力構築」に関するパネルディスカッションを第41会期に開催、であった。

人権理事会第 39 会期閉幕

2018/09/28

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 39 会期が閉幕した。今会期では 23 の決議と議長声明が採択された。また、25 の独立人権専門家・作業グループ・調査機関が発言し、40 のテーマと 50 カ国の状況について 124 の報告書が提示された。さらに、3 つのパネルディスカッションが行われ、14 カ国に関する普遍的定期審査の結果文書が採択された。今会期には 150 カ国の政府、303 の NGO、27 の国内人権機関の代表が参加した。議長は閉幕の言葉の中で、人権理事会への市民社会の参加は不可欠であり、理事会の協力者である個人・グループに対する脅迫・報復行為は断じて許されず、終わらせなければならないと強調した。また、今会期では様々な見解や強い反対意見があったにもかかわらず、多くの政府代表が譲歩と協力の精神をもって臨んだことは、理事会の活力と機能の表れであると述べた。第 40 会期は 2019 年 2 月 25 日～3 月 22 日に開催される。

子どもの権利委員会 人権擁護活動家としての子どもについて討議

2018/09/28

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会は、人権擁護活動家としての子どもの保護・エンパワーに関する一般討議を行った。討議には子どもも参加し、同委員会に子どもが参加する初の会合となった。委員長は、この討議は、人権擁護活動家が前例のない攻撃に直面しており、また、子どもは意見をもち、自由に述べ、聞いてもらう権利を有することを想起させるものであると強調した。そして、多くの国で人口の過半数を占める子どもが参加や意思決定から排除されることは、不公平であるだけでなく愚かなことでもあるとした。その後、オンライン空間、政府主体、非政府主体に関する3つの作業グループで討議が行われた。その中で、子どものメッセージの拡散や連携におけるソーシャルメディアの役割、子ども会議などを通じての公的活動への子どもの参加の重要性、人権擁護活動家としての活動強化における教育の役割、企業による子どもの利用などが取り上げられた。